

市町村における取組状況

1 要保護児童対策地域協議会の開催状況

要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換や支援の協議を行う機関として、平成 16 年児童福祉法改正法において、法的に位置づけられました。

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、支援対象児童等の早期発見や迅速な支援の開始のほか、関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける家庭にとってもより良い支援が受けられやすくなります。

(1) 開催市町村数

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
代表者会議	26	28	32	30	28	30	32
実務者会議	27	29	30	31	29	31	32
ケース検討会議	30	32	31	32	32	32	32

① 代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備のほか、要保護児童等への理解や虐待防止対策に対する共通認識を醸成することを目的として、年に 1～2 回開催される。

② 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、対象とするすべてのケースについて、定期的な状況のフォロー、主たる支援機関の確認及び支援方針の見直しを行うほか、リスクの見落としや支援の放置等、重大事案につながる見逃しを防ぐため、総合的な進捗管理を行う。

③ 個別ケース検討会議

個別に支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

(2) 開催回数（平成 30 年度）

ア 代表者会議

開催回数	0 回	1 回	2 回	3 回以上	計
市町村数	1	30	2	0	33
割合	3.0%	90.9%	6.1%	0.0%	100.0%

イ 実務者会議

開催回数	0 回	1 回～3 回	4 回	5 回以上	計
市町村数	1	13	16	3	33
割合	3.0%	39.4%	48.5%	9.1%	100%

ウ ケース検討会議

開催回数	0 回	1 回～11 回	12 回～23 回	24 回以上	計
市町村数	1	10	11	11	33
割合	3.0%	30.3%	33.3%	33.3%	100%

2 検証報告の提言に対する取組状況

平成 30 年 4 月に北上市で発生した児童虐待（ネグレクト）による死亡事案については、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会において検証を行い、平成 31 年 2 月に報告書が取り

まとめられました。

本報告書では、6つの視点に基づき課題及び問題点を抽出し、それらに対応した再発防止策を提言していることから、提言を踏まえた市町村の取組状況等について調査を実施しました。

(1) 調査期間

令和元年7月31日～8月30日

(2) 対象

33市町村

(3) 調査結果【資料No. 2－7参照】

ア 子どもの安全確保を最優先にした対応の徹底

	取り組んでいる	取組が不十分・未実施
①通告早期の段階での保護者への面接	・家庭訪問以外にも保育園等への送迎時の接触を図るほか、民生児童委員から情報収集するなどして、面接の実施に努めている。	・保護者へのアプローチに際してアセスメント技術の更なる向上が必要である。
②チェックリスト等を活用した積極的な情報収集	・チェックリスト等により確認項目を整理し、児童の所属機関等と連携を図りながら情報収集を行っている。	・問題解決に向けて確認できているものもあるが、不明な状態のものもあるため、施情整理の必要がある。 ・チェックリストの全ケース活用に至っていない（緊急度・重症度が高いことが明らかなケースのみ作成）

イ 保護者支援と適切な介入

	取り組んでいる	取組が不十分・未実施
①ネグレクト傾向の親に対する支援	・定期的な家庭訪問等により、子育て支援情報（一時的に預けることのできる施設情報も含む）の提供や育児に関する助言等について、繰り返し情報提供を行っている。	・人事異動等により担当職員が定期的に替わるため、育児に関する社会資源や基本的な知識が必ずしも十分とは言えない。 ・保健師等が既に関わっているケースには必要な情報提供ができていないが、広く周知ができていない。
②保護者に対する周知・啓発	・乳幼児健診等の機会を捉えて啓発活動を行うなどしている。	・子どもの年齢に応じて起こりやすい事故等について、健診等においてパンフレットを用いて説明はしているが、保護者によって認識度が異なるため、より細やかな周知が必要である。

③健診未受診 家庭への対応	・全市町村が取り組んでいると回答。受診勧奨に応じない場合は、訪問等により受診が困難な理由や保護者及び子どもの状況を確認している。	(なし)
------------------	--	------

ウ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

	取り組んでいる	取組が不十分・未実施
①個別ケース 検討会議、実務 者会議の活 性化	・代表者会議において、地域協議会の役割を説明するなどして、各構成員が地域協議会の意義について理解を深めるように努めている。 ・個別ケース検討会議については、時期を逸せず開催している。	・個別ケース会議を開催してはいるが、リスクアセスメントを実施していない。 ・実務者会議について、情報共有程度に留まっている。
②市町村要対 協を効果的に 機能させるた めの組織づく り	・地域協議会の構成員を見直した。	・有資格者の専門職を配置できていない。 ・相談件数の増加や相談対応の長期化・複雑化により、連絡調整だけでもかなりの負担になっている。
③要対協調整 担当者の知 識・スキルの向 上	・人事異動を見据えて、係内で複数人が研修受講をできるように調整し、担当者のみならず、係員全体で必要な知識・スキルの向上に努めている。	・日々の相談業務等により、研修に参加することがなかなかできない。

エ 関係機関による連携強化

	取り組んでいる	取組が不十分・未実施
①保育施設と の連携	・定期的な保育所等の訪問や就学前訪問に同行するなど、気になる子どもの早期発見及び関係機関との連携に努めている。	・子育て支援に従事する者を対象とする注意喚起や研修の実施が十分にできていない。
②児童に関連 する部署との 連携	・虐待のリスク要因等を発見した場合、虐待対応部署に連絡する仕組みづくりができています。	・担当課以外に通告があった場合の対応の流れについて、部内で共有していない。 ・児童福祉担当と母子保健担当は連携がとれているが、その他は不十分。

<p>③事業者団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する連携を図っており、その一環として、児童虐待を発見した場合の通告や地域での見守り活動に協力いただいている。 ・水道について、停止の1週間前に市に連絡するようにしていただいた（※高齢者に関する情報提供について、市と事業者との間で協定を締結しており、今回、児童を追加したもの）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定は締結していないが、幾つかの民間事業所に対し、啓発ポスターの掲示や通告先に関する周知・啓発を行っている。 ・民間事業所との通報等に係る連携は検討していない。 ・今後、検討していきたい。
-------------------	---	---

オ 市町村における相談支援体制の強化及び専門性の向上

	取り組んでいる	取組が不十分・未実施
<p>①組織的なアセスメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課長等、管理職を含めて緊急受理会議、初期判定会議を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援方針策定の際、より活発な議論が必要である。 ・少人数でのアセスメントでは、見立てに偏りがでることがあり、組織的なアセスメントになっていないことがある。
<p>②市町村体制強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員の配置や担当職員が長期的に配置されるような人事になっていない。 ・小さい町では有資格者の人材が少なく、業務量等を考慮すると、専任の正規職員の長期継続配置は難しい。 ・人事部門も長期配置の考慮なし。

カ 地域全体での児童虐待防止の取組推進

	取り組んでいる	取組が不十分・未実施
<p>①地域での見守り支援体制の充実、地域住民に対する意識啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会の定例会に出席し、情報提供を行ったり、虐待を発見した場合の対応等について研修を実施するほか、必要に応じて見守り等の支援をお願いしている。 ・児童生徒が学ぶ取組については、大きな負担にならないよう、既存の 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待や子育てに関する基本的な知識、育児の大変さ、自他の生命を大切に作る心については、各学校で取組は行われているが、各関係団体と連携しながらの取組はなされていない。 ・一般の地域住民に対する啓発につ

	取組に組み込むことで、継続して実施できるよう取り組むことができている。	いて検討を要する。
--	-------------------------------------	-----------